

令和2年4月2日

西東京市 市内における感染者発生時の公表の考え方

東京都においては、都内患者数が急増していることを受けて、都民に対し、不要不急の外出自粛を求めるなど、注意喚起を行っています。このような状況を踏まえ、4月1日より、都民に対してより一層の注意喚起を図る観点から、感染者の居住地を区市町村名まで公表することとしました。

このことを受け、本市でも、東京都が公表する市内患者数を、市民の皆さんにお伝えすることとしました。

また、感染された方について、本市の施設等利用者や市職員である旨の情報提供があり、市が管理者として対応する必要があると判断した場合は、下記のとおり公表することとします。

記

1 目的

市が発生状況等の情報を公表することにより、市内における感染症の感染拡大を防止し、感染症による健康リスクが個人や社会に与える影響を最小限にとどめ、もって市民の安全で安心な生活を維持することを目的とする。

2 公表の対象

- (1) 東京都が公表した市内の患者数
- (2) 市施設等で感染が発生した場合
- (3) 市施設等の利用者等が感染した場合

※市施設等とは、市立施設のほか、市からの委託や指定管理により運営を行う施設とする。

- (4) 市職員等が感染した場合

3 公表内容

上記2(2)(3)(4)について、次のとおり、必要な情報を公表する。

- (1) 感染者の年代、性別など
- (2) 感染者の症状・経過など
- (3) 感染者の渡航歴及び行動歴など
- (4) 公衆衛生上の対策

4 留意事項

- (1) 感染者のプライバシーの保護に十分配慮しつつ、関係者の同意を得たうえで公表することとする。
- (2) 濃厚接触の状況や、感染拡大のリスクなどを総合的に勘案し、公表の内容については、個別に検討し判断する。

5 公表の方法

必要に応じて、以下の内容等により行う。

- (1) 記者会見
- (2) プレスリリース
- (3) ホームページ

6 その他

市内事業所で感染者が発生した場合、市としては、公表を指示することはないが、事業者が独自の判断で公表する場合は、関係者の同意を得た上で、個人情報の保護や人権上の配慮に充分留意するよう要請する。

なお、本考え方については、今後の感染者発生の動向などを踏まえ、適宜見直しを行う。